

電子公告調査サービス 利用約款：(別紙) 電子公告調査料金表

日本公告調査株式会社
2019年2月7日改定

弊社の調査サービスは、(1) 法定公告調査、(2) お知らせ公告(周知公告)/総会資料開示調査に分かれ、さらに(1)の法定公告調査は(ア)充実コース、(イ)簡易コースに分かれます。

本料金表内の価格はすべて税抜きです

1. 法定公告調査

(1) サービス料金(1件あたりの金額)

調査対象日数	調査サービス料金(税抜)	
	充実コース	簡易コース
180日まで	70,000円	47,618円
180日超	ご相談ください	

(2) サービス内容

① 充実コース/簡易コース共通のサービス内容

- (1) 法人情報及び調査情報のシステム登録、変更手続き
- (2) 法務大臣へオンライン申請を利用して受託内容の報告
- (3) 電子公告の調査
- (4) 公告中断時における連絡(簡易コースは、夜間・休日はメールのみ)
- (5) 追加公告の受託、調査(ファイルの差替えを含む)
- (6) 電子公告調査結果通知書の提供(書面1通及び電子署名付きPDFファイルの送信※)
※電子署名付きPDFファイルを媒体にて提供を希望する場合は、別途有償とします。
(CD一枚あたり1,000円、簡易・充実コース共通)

② 充実コースのみのサービス内容(①に付加)

- (1) お申し込み内容の精査と公告内容に関する情報提供
 - ・弊社にて取得する登記情報との比較
 - ・関連する根拠条項や必要公告の情報提供
 - ・公告文面の整合性確認とそれに係る情報提供
- (2) 夜間・休日の公告中断時における電話連絡
- (3) 調査開始後の取り下げでも調査サービス料金は不要
- (4) 電子公告調査結果通知書を登記で使用する場合に書面を2部提供
- (5) 調査終了後1年以内の電子公告調査結果通知書の再発行が無料
- (6) その他お客様のご要望に応じた柔軟な対応

(3) 料金の特例

充実コースでの申込みの場合で、同一法人において、複数の根拠法による公告を同一文面で行う場合、2件目より簡易コースの料金を適用します。

(4) ご注意

- (1) 法定公告であっても法律により電子公告調査が義務づけられていない公告(決算公告など)に本サービスは適用できません。
- (2) 申込時期や申し込み内容の不備状況によっては充実コースでしか受託できない場合があります。

2. お知らせ公告・総会資料開示調査

(1) サービス料金（1件あたりの金額）

調査対象日数	調査サービス料金（税抜）
120日以下	50,000円
120日超	ご相談ください

(2) サービス内容

- (1) 法人情報及び調査情報のシステム登録、変更手続き
 - (2) 電子公告の調査
 - (3) 公告中断時における連絡
 - (4) 追加公告の受託、調査
 - (5) 電子公告調査結果通知書の提供
 - ・書面については受取の確認ができる方法にて郵送
 - ・電子署名付きPDFファイルについてはメール送信
- （媒体にて提供を希望する場合は、別途有償とします。CD一枚1,000円）

(3) ご注意

- (1) 登記簿謄本（登記事項証明書）のご提出は不要です。
- (2) 申込み内容によっては**代表者の印鑑証明書**が必要な場合があります。
詳しくは弊社にお問い合わせ下さい。
- (3) **法務大臣への受託報告はありません。**

3. 電子公告調査結果通知書の再発行

(1) サービス料金（1通あたりの金額）

	再発行料金（税抜）
充実コース	無料
簡易コース	3000円

(2) サービス内容

- (1) 書面またはPDFファイルの調査結果通知書の再発行

(3) ご注意

- (1) 書面での発行を希望する場合やPDFファイルを媒体での郵送を希望する場合は、上記料金とは別に送料が必要となります。（1回1000円）
- (2) 再発行する通数によっては、お時間を頂戴する場合があります。
- (3) 再発行の受付は、当該調査完了後の10年間です。